

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | インドの経済開発政策：南アジア地域開発研究の一斑  |
| Sub Title        | Economic development policy in India : a study in the development of South Asian regions  |
| Author           | 小島, 真   |
| Publisher        | 慶應義塾経済学会  |
| Publication year | 1974  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.7 (1974. 7) ,p.628(38)- 640(50)  |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19740701-0038  |
| Abstract         |   |
| Notes            | 研究ノート   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740701-0038">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740701-0038</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# インドの経済開発政策

—南アジア地域開発研究の一斑—

小島 真

目次

|     |            |
|-----|------------|
| 序   |            |
| 第1節 | 開発計画前史     |
| 第2節 | インドの計画機構   |
| 第3節 | インドの産業政策   |
| 第4節 | 開発政策上の問題点  |
| I   | 国家の経済への介入度 |
| II  | 開発戦略       |
| 結語  |            |

## 序

低開発諸国を、かりに小国型、大国型、また人口過少型、人口過剰型に大別すれば、5億を越える人口を抱えるインドは人口過剰型の大国に該当しよう。インドは数多くの人口過少型の小国と比較して、独立当初より政府主導型の経済開発を志向しており、低開発諸国のなかではもっとも完備された開発計画を実施している国といえよう。

一般に現在の低開発諸国では、過去における先進国以上に経済発展に対する期待が大きく、そのために政府に課せられる役割は大きいように思われる。そのなかでも、多くの東南アジア諸国によって代表される人口過少型の小国は、相対的に大きな比重を占めている従来の一次産品輸出部門に依拠して開発を推し進めてきたこともあって、そこでの政府の経済に対する介入は、どちらかという市場機構の整備という形で要請されてきたといえるであろう。これに対してインドに代表される人口過剰型の大国は、その経済的規模の大きさからして、従来の一次産品産業のみならず、工業部門をも含めた経済の多部門にわたる均衡的發展を志向する傾向にあった。各産業の間で均衡のとれた発展を目指すということは、経済の運営がかなり計画的で

あり、また自給自足的でなければならないことを意味する。とりわけインドの場合では、「社会主義型」社会の達成が政治的にも要請されていることから、政府の経済の介入、経済開発における政府の役割が一段と強化されたものであることが予想されるのである。

ここでの課題は、人口過剰型の大国であるインドにおける政府主導型の経済開発政策の特色とその問題点を若干明らかにすることにある。本稿の構成は、次の通りである。第1節では、独立達成以前に提唱された幾多の開発計画試案を検討することによって、インド経済開発の理念に接近するつもりである。第2節では、インドの開発政策の基調をなす開発計画の機構と立案過程との検討を通じて、インドの開発計画の構造を明らかにし、第3節では、主要な決議ならびに法令を概観しながら、いかなる原則に立って経済政策が展開されてきたかを検討することにした。第4節では、インドの開発計画の問題点を政府の経済に対する大幅な介入と、投資配分上の戦略の2点に集約し、インドの開発政策をやや批判的に論じていくつもりである。

## 第1節 開発計画前史

インドが経済開発計画を実施に移したのは1951年4月からであるが、包括的な開発プランニングを実施しようとの動きは1930年前後までに遡ることができる。当時、ソ連で実施されていた第1次5ヵ年計画がネルーを中心とする国民会議派の指導層に多大な刺激を与えたことは否定できない。はやくも1929年に開催された国民会議派のラホール会議では、「インド国民の貧困を除去し、国民大衆の生活条件を改善するためには、現今の社会・経済構造に革命的な変革をもたらす、極度な不平等をなくすことが肝要である」との決議が採択された。さらに1931年のカラチ会議では、国家は基

## インドの経済開発政策

幹産業、鉱物資源ならびに運輸施設を所有・運営すべきであるとの決議が採択された。もっとも、ラホール決議ならびにカラチ決議の段階では、いまだ開発計画に対する具体的な構想はあらわれていなかった。

そもそもインドで最初に提唱された開発計画は、1934年にM・ヴィスヴェスヴァラヤが発表した「10ヵ年開発計画」である。この計画の主眼は工業化の達成におかれ、計画機構に関する構想も同時に明示された。何分にもこの計画は個人が発表したものだけに、その社会的な影響力はそれほど大きいものではなかったが、ヴィスヴェスヴァラヤ自身、後に国民会議派の国民計画委員会のメンバーになったためにもあって、国民計画委員会の活動にはかなりの影響を与えたものと思われる。

インド国民会議派で開発プランニングが具体的に検討されるようになったのは、1937年に作業委員会が開催されてからである。そこでは大規模な国家プランニングの必要性が唱えられるとともに、開発計画の準備を担当する専門家委員会の設立が決議された。1938年2月のハリプラ会議で当時の国民会議派議長S・C・ボースは、計画についての基本的な考えを明らかにした。そのなかでかれは、短期ならびに長期の計画よりなる包括的計画の立案、主要産業の国家による所有・運営、地主制度の撤廃をも含めた土地改革の実施を提唱し、当時有力であったガンジーの考えに反して近代工業の必要性をも強調した。

1938年10月には国民会議派が支配する地域より召集された産業大臣会議が開催され、国民計画委員会 National Planning Committee の設立が決議された。国民計画委員会には利害や立場を異にするメンバーが参加していたために、経済・社会政策の基本原則に対しては意見が分かれていた。たとえば、国家が経済に対してどれほど介入すべきかという点に関しては、所得の平等な分配を強調する社会主義者と、企業活動の自由と利潤動機をできるかぎり保持し、配分よりも生産面に力点をおこうとする大企業の代表者との対立が顕著であった。また、工業化を図るに当たっても、重工業を重視する立場と在来の農村工業を重視する立場との

間に意見の食い違いがみられた。それでも、国防産業ならびに公益事業については国家によって所有・運営されるべきであるとの決議が採択され、基幹産業についても国有化されるべきであるとの意見が多数を占めた。国民計画委員会は10ヵ年で国民所得が2～3倍になり、それにつれて国民の衣食住が改善されるであろうとの展望を試みたが、具体的な開発計画の立案は行なわなかった。第2次大戦に突入すると、地方の会議派政府は解散し、国民計画委員会のメンバーの何人かは投獄された。とりわけネルーが投獄されたことは同委員会の活動にとって決定的な打撃となり、大戦中は同委員会は形式的に存在したにすぎなかった。

他方、インド政府は大戦中に戦後復興の青写真を作成するための委員会を設置した。その委員会は後に復興委員会に改組され、総督が議長についた。さらに1944年には、タター財閥の重役の指導のもとで計画・開発局が設置された。計画・開発局は復興委員会とともに開発計画の立案に当たった。インド政府が提示した開発計画は、5ヵ年の中期計画と15ヵ年の長期計画よりなり、内容は大胆かつ包括的なものであった。この計画は社会的間接資本の整備に重点をおき、大規模工業の必要性を認める一方では、地域間の均衡のとれた発展を目指すうえで農村工業の重要性をも認めた。また新規産業の国有化を予想するとともに、社会福祉的な配慮も行なった。このほかに計画・開発局は、1945年4月に以下のような内容の産業政策声明を発表した。この声明は1948年に発表された産業政策声明、1956年に発表された産業政策決議とほぼ同様の内容をもち、独立後のインドの経済政策の原則ともなった。

(1)約20の主要産業は中央政府の支配下におかれるべきである。

(2)国家的重要性を有する基礎的産業、すなわち航空機、自動車およびトラクター、化学製品および染料、鉄鋼、発動機、運搬車、電気機械、機械機器、および電子化学ならびに非鉄金属産業の振興を図ることは国家利益として重要であるがゆえに、十分な民間資本が期待できない場合には、こうした産業は国有化されるべきである。

注(1) Visvesvarayya, M., *Planned Economy for India*. (Banglore Press, 1934)

(2) Hanson, A. H., *The Process of Planning: A Study of India's Five-Year Plans 1950-1964* (Oxford University Press, 1966) p. 30.

(3) Nehru, J., *The Discovery of India* (1946), pp. 402-3 (註、飯塚、嶺山訳『インドの発見』、岩波書店、昭和31年)、558-9 ページ。

(4) Hanson, A. H., *Ibid.*, p. 37.

(3)産業の発展を規制するうえで政府は産業設立の許認可権をもたねばならないであろう。産業労働者に公正な賃銀と相当な労働条件を確保させ、民間資本が過度な利潤を獲得するのを防ぎ、さらには工業製品の質を確保するためにも、統制は必要とされるであろう。

(4)政府は運輸施設の開発、電力の開発、科学・産業研究ならびに技術教育のための設備の供与などを通じて産業の発達を支援するための第一義的な責任を負わなければならない。政府は資本の調達を支援することによって、関税・租税政策を実施することによって、また外国から資本財を調達することによって産業を支援しなければならないであろう。

以上のようなインド政府による計画活動は、インドのためというよりもイギリスのためのプランニングとして意図されたものであり、インドの独立という基本的な問題を避けて通ろうとしたものであるとの批判がなされている。にもかかわらず、インド政府が提示した開発計画はインドにおける最初の政府レベルの計画であり、独立後に実施された開発計画に大きな影響を及ぼしたことは否定できない。この計画のもとで着手されたプロジェクトの多くは、そのまま第1次5ヵ年計画に組み入れられたのである。

上述のインド政府による計画活動が契機となって、1944年にはボンベイ・プラン、人民プラン、ガンジー・プランとあいついで3つの計画が民間人によって発表された。ボンベイ・プランは別名ター=ビルラ・プランとも呼ばれ、インドの有力な実業家が中心となって作成したもので、国民計画委員会が提示した報告書よりも経済開発計画と呼ばれるに相応しい内容を備えていた。なお、ボンベイ・プランに署名した実業家8名のうち4名までが国民計画委員会の行動に参加していた。ボンベイ・プランの目標は15年間で1人当り所得を倍増することにおかれ、目標達成のために15年間で国民所得を3倍に、すなわち農業生産を2倍に、工業生産を5倍にすることが要請された。この計画の資金配分の内訳は第1表に掲げた通りである。全体として工業部門、とりわけ機械、化学工業を中心とする重工業ならびに基幹産業に開発戦略上の優先権が与えられたが、雇用面を考慮して小規模、家内工業の重要性

注(5) Roy, A., *Planning in India: Achievement and Problems* (Calcutta, 1965) p. 48.

(6) Roy, A., *Ibid.*, pp. 49-55.

(7) Roy, A., *Ibid.*, pp. 55-56. Hanson, A. H., *Ibid.*, pp. 42-43.

第1表 ボンベイ・プランの資金配分

|   |      | (単位 千ドル) |
|---|------|----------|
| 工 | 業    | 4,480    |
| 農 | 業    | 1,240    |
| 運 | 輸・通信 | 940      |
| 教 | 育    | 490      |
| 厚 | 生    | 450      |
| 住 | 宅    | 2,200    |
| そ | の他   | 200      |
| 計 |      | 10,000   |

出所: A Brief Memorandum Outlining A Plan of Economic Development For India, 1944. (Roy, A., *Planning in India*, p. 48 より引用)

も強調された。農業では、主として生産拡大の観点から技術改良の果たす役割が重視されたが、それと同時に地主制度の撤廃と農業協同組合の設立が提唱された。ボンベイ・プランは大企業の実業家が作成した計画ではあるが、かなり急進的な内容をもちあわせていた。すなわち、所得の不平等を是正するという観点から累進的な直接税の創設、公益事業ならびに基幹産業の国有化、さらには社会保障政策の採用などがプランに盛り込まれていた。ボンベイ・プランは分配上の観点から資本主義制度がもつ不備を指摘し、その改造を狙ったのであるが、資本主義制度を根底から変革することに対しては慎重な態度をとった。ボンベイ・プランが発表されたときには国民会議派の主だった指導者が投獄されていたこともあって、挙国政府を樹立し、かつ近代工業と平等な社会の実現を唱ったこの計画は、当時多くのインド人の共感を呼んだ。

ガンジー・プランはS・N・アガルワラがガンジーの考えを生かして作成したもので、10年間で国民全体の物的ならびに文化的な水準を基本的な水準までに引き上げることが目標に掲げて、農業ならびに補助的な家内工業の発達を最優先しようとした。この計画では、土地の国有化、重工業部門の公営化、外国企業の漸進的な買収などが唱えられている一方では、素朴で自給自足的な村落共同体の美徳が説かれており、ガンジーの理想とする社会像が描かれている。また人民プランは、インド労働連盟の後援のもとでM・N・ロイが作成したもので、工業では公共部門の拡大が、また農業

第2節 インドの計画機構

インドは1947年8月15日に独立を達成した。独立後3年間は、政治的統合、憲法の制定、避難民の救済といった問題のために本格的な経済開発政策は展開されなかったが、コロンボ・プランを契機として、1951年4月より第1次5ヵ年計画が開始された。爾来、20余年経過し、途中1966年から69年にかけて3年間の中断はあったが、現在まで4次にわたる5ヵ年計画が実施されてきた。この経済計画の立案と実施は、インドの経済政策のもっとも重要な側面を構成するものといえよう。ここでは、インドの計画機構と計画の立案ならびに実施のメカニズムとを検討することにしたい。

インドの計画機構でもっとも重要なものは、計画委員会と国家開発審議会 National Development Council であろう。経済発展のための国家計画を立案する機関が計画委員会である。計画委員会は、政府の決議によって1950年に設立され、その後の経済計画の立案に携ってきたが、憲法上、あるいは法律上なんらの権限も有しない内閣の諮問機関である。しかしその果たす役割は重大である。計画委員会は、次のような権能を有するものとされている。

- (1)インドの物的、資金的、人的資源(技術者)を査定すること、およびインドの必要量に比べて不足しているこれらの資源を増す方法を検討すること。
- (2)インドの資源をもっとも効果的かつ調和をもって利用する計画を作成すること。
- (3)計画実行の段階を規定し、各段階が満たされるように資源を配分すること。
- (4)経済発展を遅らせている要因を明らかにし、社会的政治的現状に照らして計画を首尾よく実施するための条件を決定すること。
- (5)計画が各段階であらゆる側面からみて、首尾よく実施されるために必要とされる計画機構の性格を明らかにすること。
- (6)計画のすべての段階での進捗状況を評価し、それにより必要とみなされた政策の調整を勧告すること。

では地主制度の撤廃と農業生産の集産化が強く提唱されており、全体として社会主義が前面に押し出された内容になっている。なお、ボンベイ・プランは第1次5ヵ年計画の原型になったのに対して、この人民プランは第2次5ヵ年計画の原型になったといわれている。

第2次大戦後、インド国民会議派とムスリム連盟との間に成立した暫定的な連立政権のもとで計画諮問委員会 Advisory Planning Board が設けられた。同委員会は、大戦中におけるインド政府の計画活動の成果を踏まえたうえで、計画機構に関する具体的な提案を行った。現在の計画委員会 Planning Commission の性格は、計画諮問委員会の活動を通じて形成されたものと考えられる。計画諮問委員会は外資に対しては警戒的な態度をとるとともに、石炭、鉱油、鉄鋼、動力、航空、河川輸送部門の国有化を提案したが、当時のインド、パキスタンの分裂という政治情勢からして、同委員会のもたらした反響は、それほど大きいものではなかった。

以上概観してきたように、インドでは独立達成以前よりすでに幾多の開発計画が提唱されており、その主張するところもそれぞれ異なっているが、他方において経済開発上の共通した理念を見出すことも可能である。その最大公約数として次の3点を挙げることができよう。第1に、外国依存の経済より脱却し、経済的自立を達成するうえで、工業、とりわけ重工業の発達が開発戦略上もっとも優先されたという点である。第2に、基幹産業ならびに公益事業の国有化ないしは国営化を含めて、経済活動に対する国家の大幅な介入が要請されたという点である。この点に関しては、実業家が起草したボンベイ・プランのなかでも認められているところである。もっとも、計画準備過程に大企業の代表者が積極的に参画したということは、基幹産業の国有化ないしは国営化が必ずしも徹底された形で実施されるものではないことを示唆している。第3に、農業では土地改革の実施、農業協同組合の設立が強調されたという点である。こうした諸点は、独立達成以降に実施された経済政策ならびに経済計画の基調をなしたということができよう。

注(8) Das Gupta, A. K., *Forward to Choudhury R., The Plans for Economic Development of India* (Calcutta, 1959) p. viii.

(9) Hanson A. H., *Ibid.*, p. 45.

(10) U. N., *Economic Bulletin for Asia and the Far East*, vol. XVII, No. 3, December 1966 (日本エカフェ協会訳『経済開発と行政』, 日本エカフェ協会, 昭和46年), 邦訳, 152-57 ページ。

(7)計画委員会に課せられている義務の履行を容易にするような中期的ないしは補助的勧告を行なうこと。すなわち、経済の現状に照らして現行の政策手段、開発プログラムについての勧告を行なうこと。さらに中央ないしは地方政府により助言を求められた問題の調査を行なうこと。

計画委員会は、本来、連邦国家、議会制民主主義、それに福祉国家という枠組のなかで経済発展のための国家計画を立案するとともに、政策ならびにプログラムを提示・調整し、さらにそれを評価する機関である。計画委員会は9人のメンバーで構成され、そのうち4人までが中央政府の閣僚である。議長は首相が兼任する。閣僚が計画委員会のメンバーになることで、計画の実現可能性が高まること(11)が期待されたのである。したがって、計画委員会は内閣と密接な関係にあると考えることができる。その他の閣僚は、計画委員会がその閣僚の管轄に属する問題を討議する場合にのみ計画委員会に参加することが許される。これに対して、計画委員会のメンバーは内閣経済委員会のすべての会議に、また経済問題を扱う閣議に参加する。各省より出される経済上の提案は、内閣に提出されるに先立って計画委員会で検討される。また計画委員会のメンバーは、以下に述べる国家開発評議会にも参加する。このように、計画委員会は内閣と密接な関係にあるとともに、たんなる諮問機関以上の権限を有しており、その地位もかなり高いといわねばならない。

ところで、インドは連邦制を採用しながら、州の代表は計画委員会に参加することができない。そうした不満を解消するために1952年に国家開発評議会が設けられた。開発計画の州政府間での調整は、この国家開発評議会を通じて行なわれる。国家開発評議会は、次のような機能を有するものとされている。

- (1) 經常的に計画の進展を評価すること。
- (2) 国家開発に影響をもつような重要な社会経済政策を検討すること。
- (3) 計画された目標を達成するための方策を勧告すること。それには、国民の積極的参加と協力を得る

注(11) もっとも、初期にはこうした方策はしばしば裏目に出た。閣僚はそれぞれの管轄範囲の問題に関心をもちすぎるあまり、包括的なプランニングの実現が損なわれる傾向にあったからである。Honey, J. H., *Planning and the Private Sector* (New York, 1972), pp. 13-18.

(12) 注(10)と同様。

(13) Jagota, S. P., "Some Constitutional Aspects of Planning" in Braibanti & Spengler (eds) *Administration and Economic Development in India* (N. C., 1963), pp. 173-201.

こと、行政の能率を高めること、遅れている社会や一部の集団を十分に発展させること、すべての市民の平等な犠牲において開発に必要な資源を創出すること、などが含まれる。

国家開発評議会は、インド中央政府首相、各州政府首相ならびに計画委員会のメンバーより構成されている。同評議会は計画を承認することのほか、中央政府および州政府に勧告することができる。

計画の立案と実施のメカニズムは以下の通りである。(13) はじめに計画委員会は経済発展の暫定目標を提示する。その目標が政府によって承認されると、それは5ヵ年目標に仕切られる。計画委員会と中央ならびに州政府の代表者で構成される作業部会が、部門別に設置される。作業部会は部門別の長期発展目標と5ヵ年発展目標を提示するとともに、こうした目標を達成するために必要とされる具体的な政策とプログラムを策定する。作業部会からの報告書にもとづいて、計画委員会は計画についての覚え書きを作成し、内閣と国家開発評議会がそれについて審議する。内閣と国家開発評議会が覚え書きを承認すると、計画の草案が用意され、それは議会を中心に広範に検討される。中央の省庁ならびに各州は、それぞれに属する分野の具体的な計画を作成するが、それは計画委員会との協議を通じて修正される。協議と修正をもとにして、計画の最終案が作成され、一般に承認されるに先立って国家開発評議会に提出される。承認された計画は政府に伝達され、実施される運びになるわけである。計画が実施される段階で、それは年次計画に区切られる。年次計画は、予算案として議会に提出される前に計画委員会の承認を必要とする。

ところで、連邦制を建前とするインド憲法では、計画委員会を含めて計画機構については何らふれられていない。それにもかかわらず、計画委員会は中央政府の内閣とともに、インドの経済政策の根幹をなす計画策定のうえで重要な役割を果たしており、中央政府は計画を通じて州に対して大きな影響力を及ぼしている。これは、次の3点にあらわれている。第1に、計

インドの経済開発政策

第2表 州の財政支出と中央援助

(単位:100万ルピー)

|                               | 第1次計画<br>期間平均<br>(決算) | 第2次計画<br>期間平均<br>(決算) | 第3次計画<br>期間平均<br>(決算) | 第3次計画<br>最終年次<br>(決算) | 1966/67<br>年度<br>(修正) | 1967/68<br>年度<br>(予算) |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 中央からの交付税                   | 653                   | 1,422                 | 2,392                 | 2,761                 | 3,726                 | 3,701                 |
| 2. 中央からの贈与                    | 575                   | 1,492                 | 2,606                 | 3,477                 | 4,195                 | 4,431                 |
| 3. 小計(1+2)                    | 1,228                 | 2,914                 | 4,998                 | 6,238                 | 7,921                 | 8,132                 |
| 4. 州經常支出                      | 4,793                 | 7,869                 | 14,543                | 18,923                | 22,014                | 24,268                |
| 5. 中央援助/州經常支出<br>(3÷4, %)     | 25.7                  | 37.1                  | 34.3                  | 32.9                  | 35.9                  | 33.5                  |
| 6. 中央からの借款                    | 1,579                 | 2,822                 | 6,203                 | 8,314                 | 9,162                 | 7,288                 |
| 7. 州資本支出                      | 2,128                 | 4,743                 | 9,378                 | 13,242                | 12,296                | 13,610                |
| 8. 中央援助/州資本支出<br>(6÷7, %)     | 75.1                  | 59.5                  | 66.3                  | 61.9                  | 74.3                  | 53.6                  |
| 9. 中央援助総額(3+6)                | 2,825                 | 5,736                 | 11,201                | 14,452                | 17,083                | 15,420                |
| 10. 州支出総額(4+7)                | 6,921                 | 12,612                | 23,021                | 33,375                | 34,310                | 37,878                |
| 11. 中央援助総額/州支出総額<br>(9÷10, %) | 40.8                  | 45.5                  | 46.9                  | 43.4                  | 49.8                  | 40.8                  |

出所:木村元一編著『インド税制と経済発展』97ページ。  
画が対象とする問題には中央政府に属する問題だけでなく、州に属する問題も多く含まれている。農業、灌漑、土地改革、社会福祉といった州関係の支出は、第1次計画では70%に、第2次、第3次計画では65%に達している。第2に、計画委員会に州の代表者が参加していないということで、州の代表者が参加する国家開発評議会が設立されたわけであるが、計画に対する承認権は同評議会にはない。第3に、州はその財源の大半を中央政府からの贈与ならびに貸付に仰いでおり、そうした財政上の主従関係を通じて、中央政府は州に対する介入を強めている(第2表参照)。

第3節 インドの産業政策

ここでは、インドの経済政策を根底から規定しているいくつかの重要な決議ならびに法令を検討することによって、国有化ならびに国営化政策、さらには民間部門に対する広範な経済統制によって代表されるインド混合経済の産業政策の特質を明らかにしていくつもりである。

今日のインドで採用されている国有化ないしは国営化政策についての基本的な考え方は、1930年代後半に国民会議派に属する国民計画委員会が採択した決議にまで遡ることができる。そこでは、国防産業と公益事業を国有化するとともに、基幹産業の国有化ないしは

国家統制を強化するとの考えが打ち出されたが、具体的にどの産業が国有化されるべきであるのかという点に関しては明確さを欠いていた。当時としては、国有化の範囲を狭く解釈する傾向があり、既存の民間企業を国有化することに対しては、反対の意向が強かった。

独立達成後、インドでは国家の介入すべき範囲をめぐって論争が生じた。この論争は、1948年4月に発表された産業政策声明 Industrial Policy Statement<sup>(15)</sup>によってひとまず解決された。この声明では、「現に操業中の企業単位を接収して運営するよりも、新規の企業単位に生産を集中すること」が重視された。国家が介入すべき部門は、次の3つに分類された。すなわち、第1の範囲は、国家が独占すべき産業で、それには、武器および軍需品、原子力、鉄道運輸の3つが含まれる。第2の範囲は、新規企業の設立が、国家的利害からして民間企業の協力を必要とする認められる場合を除いては国家によって独占される産業で、それには、石炭、鉄鋼、航空機製造、造船、電話・電信および無線機の製造(ただしラジオ受信機を除く)、鉱油の6部門が含まれる。第3の範囲は、それ以外の全産業が含まれ、それらは通常民間部門に開放される。ただし、第3表に掲げられている第3範囲の産業は重要な基幹産業であって、「その立地は全インド的な重要性をもつ経済的要因によって決定されなければならない、あるいは多額の投資ないしは高度の技術的熟練が必要とされ

注(14) Jagota, S. P., *Ibid.*

(15) 本稿では、大杉雄編『インド—経済と投資環境』(アジア経済研究所、昭和43年)付録IIIに収録されている邦訳を参考にした。

第3表 1948年の産業政策声明と1956年の産業政策決議との比較表

| 〔1948年声明〕   | 〔1956年決議〕   |
|---|---|
| 第1範疇<br>中央政府の独占する部門   | 中央政府の独占する部門   |
| 第2範疇<br>企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門                              | <A表><br>企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門  |
| 第3範疇<br>民間企業に通常開放された部門、ただし重要とされるものは、産業(開発及規制)法(1951)により規制される。 | <B表><br>国家がしだいに参加していく部門<br>民間企業も活動しうる部門   |
|   | <C表><br>民間企業の主導権により開発   |
|   | 残りの全産業  |
|   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 兵器、軍需品および国防施設の関連品目</li> <li>2. 原子力</li> <li>3. 鉄道運輸</li> <li>4. 航空運輸……1953年国有化される</li> <li>5. 発電・配電……政府の規制下におかる</li> <li>6. 鉄鋼</li> <li>7. 航空機製造</li> <li>8. 造船</li> <li>9. 石炭</li> <li>10. 電話、電話ケーブル、電信・無線機器(ラジオ受信器を除く)</li> <li>11. 鉱物油</li> <li>12. 鉄鋼鑄造、鍛造</li> <li>13. 重機械、プラント</li> <li>14. 重電気プラント(蒸気タービンを除く)</li> <li>15. 鉄鉱石、マンガン鉱、クロム鉱、石こう、硫黄、金、ダイヤモンド採鉱</li> <li>16. 銅、亜鉛、錫、モリブデン、タングステンの採鉱、冶金</li> <li>17. 1953年原子力(生産及利用統制)法に規定された鉱物</li> <li>18. 1949年鉱物認可規則第3条に定める「小鉱物」以外の全鉱物</li> <li>19. 「A」表に含まれていないアルミニウムおよび非鉄金属</li> <li>20. 工作機械</li> <li>21. 合金、工具鋼</li> <li>22. 化学工業に必要な原料</li> <li>23. 抗生物質およびその他の主要医薬品</li> <li>24. 肥料</li> <li>25. 合成ゴム</li> <li>26. 石炭乾溜</li> <li>27. 化学パルプ</li> <li>28. 道路運輸</li> <li>29. 海上運輸</li> </ol> |

出所：R. C. Agrawal, *State Enterprise in India*, p. 104.  
(古賀正則「インドの国有部門(1)」『経済学雑誌』52巻1号46ページ)

るものであるから、これらは中央政府の規制と統制を受けるもの」とされている。  
ところで、生産の継続的拡大とその公平な配分の確保の経済的重要性を強調し、かつ国家が産業において漸次能動的な役割を担うことを確認した産業政策声明が発表されてから2年後に、インド憲法が制定され、国家政策に関する指導原則が確認された。さら

に1954年の議会において、「インドの経済社会政策の目的は、『社会主義型社会』を建設することではない」との決議が採択されるにいたった。かくして「社会主義型社会」を建設するうえからも、また第2次5カ年計画に盛り込まれている政府主導による重工業優先型工業化方式を実現するうえからも、新たな産業政策が要請されるようになったわけである。こう

インドの経済開発政策

した背景のもとで、1956年には48年の産業政策声明を改定した産業政策決議 Industrial Policy Resolution<sup>(16)</sup>が採択された。

この産業政策決議は、第2次5カ年計画だけでなく、その後の第3次、4次5カ年計画の土台になっているだけに、とくに重要である。そこでは、社会主義型社会を実現するために、「経済成長率を高め、工業化を早め、とくに重工業と機械製作工業を発展せしめ、政府部門を拡大し、大規模に増大する協同組部門を建設することが重要である」と強調されるとともに、「基幹かつ戦略的重要性をもつ、または公益事業的性質を有するすべての諸産業が、政府部門におかれること」が要求されている。こうした点を踏まえて、産業政策決議では産業政策声明と同様、第3表に掲げられているように産業が3つの範疇に分類されている。第1の範疇は、その将来の発展に対してもっぱら国家が責任を負う産業である。ただし、鉄道ならびに航空輸送、武器ならびに軍需品、および原子力は、中央政府の独占部門とされている。第2の範疇は、漸進的な国有化が予定されている産業であって、一般に国家が新規企業創設の主導をとるものから構成されている。そこでは、民間企業も国家の努力を補完することが期待されている。第3の範疇は、その他すべての産業から構成され、その将来の発展は一般に民間部門の主導性に任されている。しかしながら、これら3つの範疇による政府部門ならびに民間部門の活動範囲は必ずしも明確なものでなく、実際のところ、その区別は弾力的になされている。かくして、56年の産業政策決議では社会主義型社会の実現を目指して、48年の産業政策声明以上に政府の主導性が主張されているにもかかわらず、それは直接には産業の国有化には結びつかず、より緩やかな形での産業の統制と規制、経済発展の計画化へと結びついていったものと考えられるのである。

それでは、基幹の民間企業に対する統制と規制はいかなる形で行なわれてきたのであろうか。この問題を考えるに当たっては、1951年に成立した産業(開発・規制)法 Industries (Development and Regulation) Actが重要である。同法は1953年と56年に改正されて今日にいたっており、現在、同法が適用される産業は38産業、162業種に及んでいる。同法のもとでは、(1)適用業種の既存企業の所有者は政府に登録しなければならない

こと、(2)中央政府の許可なくしては、企業を新設したり、新製品を製造したりすることができず、また、登録企業の大規模な拡張もしくは企業所在地の変更を行なうことができないこと、さらに、(3)中央政府は、指定産業の企業に関して生産量の減少、品質の低下、価格のつり上げがあったと認められる場合には、調査を行なうことができ、(4)こうした調査にもとづいた指示に当該企業が従わない場合には、政府はその経営を接収あるいは管理できることが定められている。もっとも、こうした規定のうち現実に履行されたのは、登録および許可制が中心であったということが指摘されている<sup>(18)</sup>。

さらにインドの中央政府は、たんに生産面だけでなく、流通分野に対しても統制を行なう権限が賦与されている。政府にこうした権限を与える法令には、産業(開発・規制)法と1955年に制定された重要物資法 Essential Commodities Actがあるが、とくに後者の方が重要である。この法令にもとづいて、政府は指定された物資に対して、その価格の設定を含めて生産、貯蔵、輸送、分配、処分、取得、または消費を統制することができる。同法で指定されている重要物資は、飼料、石炭およびコークス類、自動車部品および付属品、繊維物および毛織物、食料品(油類を含む)、鉄鋼製品、紙製品、石油製品、原綿および綿実、原ジュートより構成されるが、現在では別に10品目が追加されている。また、この法令でとくに注目されるのは、中央政府によって任命される受命統制官が適正価格、流通、品質などに関して、かなり自由裁量的な統制をなしうるといふ点である。

以上の考察を通じて、いくつかの点が導き出されるであろう。第1に、インドでは重工業優先型の開発方式とともに、基幹産業の国有化ないしは国営化が産業政策の根幹に据えられているという点である。すでに述べた基幹産業のほか、1955年には帝国銀行が、56年には生命保険事業が国有化された。第2に、民間企業活動が政府の広範な統制下におかれているという点である。こうしたことから生じるいくつかの問題点については、次節で検討することにした。

注(16) 前掲書、付録III。  
注(17) 前掲書、第II部§1。  
注(18) 栗本弘編『インドの経済開発計画と実績の検討』(アジア経済研究所、昭和37年)第1章。

第4節 開発政策上の問題点

インドでは、(1)貧困の除去、(2)失業の解消、(3)工業化の達成、(4)社会主義型社会の達成という4つの主要目標の実現を目指して開発計画の推進がなされてきた。こうした目標を実現するために、一方では農業と消費財産業が相対的に軽視された形での重工業優先の工業化政策が採用され、また他方では開発計画が中央集権的に運営されるとともに、広範な経済統制が実施されてきた。重工業優先型の工業化方式と中央集権的な計画運営方式は、インド混合経済下の経済開発政策の主要な特徴を構成すると同時に、数多くの重大な問題点を提起する源泉ともなった。以下、インドが経済開発を推進するうえで生じた若干の問題を批判的に検討していくことにしたい。この点に関して、インドの中央集権的な経済政策に対して批判的な見解をもつシェノイは次のように述べている<sup>(19)</sup>。

「インド経済は、国家統制的政策、統制、制限、許可、割当、特許などによって奇型化された。そうした政策は、一方では生産の活力を阻害し、産出物の流れを妨げることによって経済成長を遅らせ、他方では賄賂とか汚職を引き起こすことによって国民の道徳水準を低下させた。これに加えて、比較生産費の法則に意図的に逆らって高度な、また脆弱な産業構造が創出された。インドの産業が生産した商品は、その質が劣悪であることと、費用が嵩むことによって一般に外国で販売されることはない。ほとんどの商品は、高度に保護されており、それらはインフレがみられる国内市場においてのみ販路を見出すことができるのである。」

インドにおける開発政策上の問題点は、このシェノイの見解からも明らかなように、国家が量的ならびに質的にいって経済に過度に介入していることと、開発戦略上、重工業が過度に偏重されていること

との2点に集約されるであろう。

1 国家の経済への介入度

国家の経済への介入は、量的と質的の両面から捉えることができよう。まず、国家の経済に対する介入を量的に、すなわち国家財政の大きさという観点から検討してみると、どうであろうか。第4表で示されているように、インドにおける投資総額は、第1次5カ年計画期間(1951~56年)には350億ルピー、第2次計画期間(1956~61年)には620億ルピー、第3次計画期間(1961~66年)には1,040億ルピー、第4次計画期間(1969~74年)には2,225億ルピーと飛躍的に増大した。公共投資の占める比率も、第1次計画期間で53%であったのが、第2次、3次計画期間には61%に上昇した。このように、インドにおいて公共投資が絶対的にも、相対的にも上昇傾向をたどり、計画が野心的な性格を帯びるようになった背景には、それによって先進国から援助を獲得することを期待したこと、またそれによって国民を鼓舞し、眠っている資源を動員しようとしたことなどが考えられよう<sup>(20)</sup>。

ところが、こうした政府部門の拡大に対しては、国民貯蓄の引上げとインフレの抑制という観点から、一部の学者より批判の矢が向けられている。経済発展の前提として、貯蓄の増大が不可欠である。貯蓄は民間部門と公共部門の双方でなされるが、インドの公共部門における貯蓄率はきわめて低い。たとえば、第2次、3次5カ年計画にかけて公共部門で資本形成のために蓄積された財政余剰は、それぞれ全歳入の3.6、7.8%

第4表 インドの開発計画

|                       | 第1次 <sup>1)</sup><br>(1951~56) | 第2次 <sup>2)</sup><br>(1956~61) | 第3次 <sup>3)</sup><br>(1961~66) | 第4次原案 <sup>4)</sup><br>(1969~74) |
|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 投資総額(千万ルピー)           | 3,500                          | 6,200                          | 10,400                         | 22,252                           |
| 1. 農業(灌漑を含む)          | 875<br>(25)                    | 1,180<br>(19)                  | 2,110<br>(20)                  | 4,417<br>(20)                    |
| 2. 大規模工業<br>(電力鉱山を含む) | 805<br>(23)                    | 1,810<br>(29)                  | 3,362<br>(35)                  | 7,340<br>(33)                    |
| 3. 小規模工業              | 175<br>(5)                     | 270<br>(4)                     | 425<br>(4)                     | 684<br>(4)                       |
| 4. 運輸・通信              | 775<br>(22)                    | 1,360<br>(22)                  | 1,736<br>(17)                  | 4,143<br>(18)                    |
| 5. その他                | 870<br>(25)                    | 1,580<br>(26)                  | 2,497<br>(24)                  | 5,668<br>(25)                    |
| 公共投資比率                | 53.0                           | 61.0                           | 61.0                           | 55.1                             |

1), 2), 3) Malenbaum, W., *Modern India's Economy* (Ohio, 1971), p. 59 より引用  
4) Publication Division, *Fourth Five Year 1969-74-Summary of the Draft* (New Delhi, 1969) より作成

注(19) Shenoy, B. R., *Indian Economic Policy* (Bombay, 1968), p. 129.

(20) Bauer, P. T., *Indian Economic Policy and Development*. (London, 1961), chapter V.

しか占めていなかった反面、同期中の国民貯蓄率は、それぞれ7.2、10.5%であった<sup>(21)</sup>。また、公企業より得られる財政余剰の大部分は、公共投資の減価償却に当てられるという<sup>(22)</sup>。かくして、国民貯蓄率を引き上げるためには、歳入が大幅に削減されることが要請されるのである。ちなみにシェノイの計算によれば、1955/56年から1961/62年にかけて中央ならびに地方政府の歳入規模が1955/56年の水準に抑えられていたら、国民貯蓄は30%増大したであろうとされている<sup>(23)</sup>。またインドではかなりの赤字財政がみられ、第3次計画期間中に消費者物価が45%上昇したが、その原因の1つは、利用可能な資源を上まわった投資計画が実施されたことに求めることができよう。したがって、インフレを抑制する意味からも、公共部門の支出計画が大幅に削減されることが要請されるのである。

国家の経済に対する介入を質的に、すなわち国家が経済に対して直接間接に行なっている統制という観点から検討してみると、どうであろうか。第2節、3節で考察したように、連邦制を建前とするインドでは、本来は州に属する事項までも、中央政府によって中央集権的に計画されるとともに、計画を実施するうえで民間部門に対して広範な統制が実施されている。インドの民間企業は、「重要な場合はもちろんのこと、さほど重要でない業務上の決定を行なう場合ですら、事前に行政当局から許可を受けなければならない。さもなければ、後になって政府からその許可が取り消される危険があることを覚悟しなければならない<sup>(24)</sup>」のである。

統制は、大きく間接統制と直接統制の2つに分類することができる<sup>(25)</sup>。間接統制は、市場機構を通じて行なわれる統制で、その手段としては、外国為替相場、利率、国営企業の価格政策、関税、補助金、価格支持政策などが挙げられる。直接統制とは、行政機構を通じて行なわれる統制であるが、それを適用する際にしばしば行政当局の個人的判断が含まれるために、自由裁量の統制とも呼ばれる。直接統制のもとでは、割当、許可制といったさまざまな方法で生産要素ならびに生

産物の数量が制限される。インドでは、産業(開発・規制)法や重要物資法で規定されているように、行政当局にかなりの自由裁量権が認められており、直接統制が網の目のように広範に実施されている。インドにおいて直接統制(自由裁量的統制)が間接統制よりも優勢な理由としては、次の3つが考えられる<sup>(26)</sup>。第1に、伝統的未組織部門のみならず、近代的組織部門においても市場機構が十分に作用していないということである。市場機構が未発達で、価格がもつ誘因に対する反応が欠如しているところでは、自由裁量的統制を実施する余地が十分に残されているものと考えられているからである。第2に、経済発展は国家によって引き起こされ、誘導されるべきであるとの権威主義的ないしは家父長主義的なイデオロギー上の残滓がみられるということである。第3に、広範に実施されている統制に対して、行政官、政治家、ならびに大企業が既得権を有しているということである。

ところで統制がひとたび導入されると、それは自己増殖する傾向をもつ。統制が増大すれば、当然、行政機構も肥大化する。官僚的形式主義の非効率性と仕事の遅れは先進国においてすら悪名高いところであり、低開発諸国では非効率性がその数倍になることが予想される。統制が増大すればするほど、それらを整合的に調整する必要が生じてくる。たとえインドが低開発諸国のなかでもっとも発達した行政機構を有しているとしても、インド政府がこうした機能をどれほど行なうかは疑問である。また、直接統制はさまざまな弊害を生み出す温床ともなっている。

直接統制制度のもとでは、行政当局の恣意的判断が入り込む余地が十分存在する。企業は、活動を展開するに当たって各種の許可、特許、ならびに輸入許可を受けなければならないが、その場合、既存の大企業の方が中小企業や新参企業よりも優先される傾向にある。その結果、独占ないしは半独占が助長され、企業が新たに市場に参入することが困難になる。こうした状態は、インドで高く掲げられている目標の1つである平

注(21) Malenbaum, W., *Modern India's Economy* (Ohio, 1971) p. 101; Chelliah, R. J., *Fiscal Policy in Underdeveloped Countries* (Oxford, 1969), p. 188.

(22) Chelliah, R. J., *Ibid.*, p. 189.

(23) Shenoy, B. R., pp. 167-8.

(24) Myrdal, G., *Asian Drama* (New York, 1968) p. 921.

(25) Myint, H., *Economic Theory and Underdeveloped Countries* (New York, 1971) (渡辺利夫ほか訳『低開発国の経済理論』, 東洋経済新報社, 昭和48年) 第13章.

(26) Myrdal, G., *Ibid.*, chapter 19.

等の原則とも相矛盾することになる。また、国際収支難に対処するうえで輸入数量規制が実施され、輸入業者に輸入許可証が発行されるが、輸入財に対する国内需要が高まることによって輸入財の国内市場価格が高騰すれば、輸入許可証を得ている業者が法外の利益を獲得することになるのである。輸入許可の発行がもたらす別の現象として、工場における操業率が低下することが指摘されている。輸入許可は、生産設備が大きい企業に優先して発行されるのが常であることから、輸入許可を獲得するために企業はいきおい、設備投資に走り、その結果、超過生産能力から操業率の低下がみられるのである。さいごに、複雑な直接統制制度のもとで発生する大きな弊害は、闇市場と汚職である。政府官吏と企業家との癒着はよく指摘されることである。たとえば、公共部門プロジェクトに対する投資額のうちの10%から40%は請負業者の懐に入るといわれている<sup>(27)</sup>。

かくして上述の点を勘案して、とりわけ自由主義を標榜する学者からは、インドの経済政策はあまりにも行政機構に頼り過ぎているがゆえに、一方では行政機構を簡素化し、他方では市場機構をよりいっそう利用すべきことが要請されるのである。

第5表 インドの国民所得と産出高

|                      | 基準/単位       | 1950/51             | 1970/71            | 年平均成長率 |
|----------------------|-------------|---------------------|--------------------|--------|
| 国民所得(1960/61年度価格)    | 百万ルピー       | 92,420              | 189,425            | 3.6    |
| 人口                   | 百万          | 358                 | 547                | 2.1    |
| 1人当り所得(1960/61年度価格)  | ルピー         | 258.3               | 346.3              | 1.5    |
| 農業産出高指数              | 1949/50=100 | 95.6                | 180.4              | 3.2    |
| 穀物産出高                | 1949/50=100 | 90.5                | 182.6              | 3.5    |
| 1ヘクタール耕地当り穀物産出高      | 1949/50=100 | 92.4                | 129.3              | 1.9    |
| 1人当り穀物産出高            | kg          | 143.1<br>(1951/52)  | 185.2<br>(1969/70) | 1.4    |
| 工業産出高                | 1960=100    | 54.8<br>(1951)      | 180.3<br>(1970)    | 6.4    |
| 資本財産産出高              | 1960=100    | 33.2<br>(1951/52)   | 224.1              | 10.6   |
| 基幹産業産出高              | 1960=100    | 46.5<br>(1951/52)   | 220.9              | 8.5    |
| 農業部門所得(1960/61年度価格)  | 百万ルピー       | 58,980<br>(1954/55) | 84,000             | 2.2    |
| 鉱工業部門所得(1960/61年度価格) | 十百万ルピー      | 7,890<br>(1954/55)  | 20,740             | 6.2    |

出所: U. N. Economic Bulletin for Asia and the Far East. Vol. XXIII, No. 1, June 1972.

注(27) Cohen, B. I., "The International Development of India and Pakistan" in Robinson & Kidron (eds), *Economic Development in South Asia* (London, 1970).

(28) Shenoy, B. R., *Ibid.*, chapter VII, § 1.

から明らかのように、インドの工業産出高、とりわけ資本財産産出高の成長率が高い水準にあった一方では、農業産出高の成長率は思わしくなく、食糧の大幅な不足を外国からの輸入ないしは援助に仰がざるをえなかった。全労働者数のうち、約70%が農業に従事し、国民所得の約半数が農業部門で占められていることを考慮すると、インドの農業部門は基礎的産業としてより重視されるべきであるように思われる。これに反してインドでは、鉄鋼業を中心とする重工業部門が優先的に扱われてきた。そのために、一方では多額の資本財ならびに原材料を外国から輸入せざるをえない状況に追い込まれ、国際収支が悪化するとともに、他方では需要面を十分に考慮せずに大量の設備投資がなされたために、設備の稼働率は一段と低い水準に止まらざるをえなくなったのである。

結 語

現在、ほとんどの低開発諸国は何らかの開発計画を採用し、経済開発を推進するための努力を払っているが、経済発展はすべて政府の行動にのみ依存するものではない。包括的な開発計画を採用し、国家主導型の開発政策を展開しているインドといえども、その国民生産物の85%以上は、民間部門によって占められているのである。このような混合経済のもとでは、一般に政府は次のような機能を果たすことが要請されている<sup>(29)</sup>。

- (1)法と秩序の維持。
- (2)民間企業の活動を保証するような適切な制度的枠組の整備。
- (3)通貨価値の変動と国際収支危機を防止する有効な財政・金融政策の実施。
- (4)厚生ならびに教育サービスの提供。

政府が以上の機能を果たすという点に関しては異論のないところである。しかしながら、以上の範囲を越えて政府がさまざまな統制を行なうとなると、多くの問題が生じることが予想されるのである。

ところで、インドでは独立当初より国家主導型の開発方式による急速な経済発展の達成と社会主義型社会の実現とが目指されてきた。そのためにインドは連邦

制を建前としながらも、その計画機構ならびに開発計画の立案過程からも明らかのように、かなり中央集権的な政策を展開するとともに、いくつかの重要な決議ならびに法令にもとづいて基幹産業の国有化ないしは国営化政策を軸に、国民経済全体に対して広範な規制を実施してきた。しかしながら現在までのところ、予期した通りの成果を挙げるにいたっていない。実際、インドでは過去4次にわたる5カ年計画が実施されてきたにもかかわらず、当初の目標成長率を達成したのは、皮肉にもいまだ政府による介入がそれほど強い形で打ち出されていなかった第1次5カ年計画だけである。このようなインドの開発政策上の問題点は、開発戦略の設定の仕方、さらには政府の経済への介入のあり方と密接に係わっているように思われるが、ここでは後者との関連で議論を若干敷衍することにしたい。インド政府は基幹産業の国有化ないしは国営化を含めて国民経済全体に対して広範な規制を行なっているが、そこには実行上の観点からして克服しがたい難点が存在しているように思われる。換言すれば、インド政府は法的には広範な経済上の権限を有しているにもかかわらず、それを首尾よく実施に移しているには思われないのである。その理由としては、次の2つを挙げることができよう。

第1に、民間企業は法の抜道を見出して政府による規制の一部を回避するとともに、大企業ともなれば、直接統制のもとで既得権を有しているものと考えられるからである。政府と大企業との癒着は、独立以前の開発計画の策定過程ですでに生じている。インドでは国家主導型の開発方式のもとに国家による経済統制が網の目のように張りめぐらされているが、それは必ずしも国家による強制的な統制を意味するものではない。このように政府が民間部門に対して広範な統制権を有しながら、それを有効に実施しえないという現象は、アジアの他の諸国でも共通にみられるところであるが、インドではとくに顕著である<sup>(30)</sup>。

第2に、統制を広範にわたって効率的に実施するに当たっては、各種の統制を合理的に調整しなければならないという困難な問題が生じることが予想されるからである。インドのように包括的な計画を実施している経済のもとでは、次のような点からしても経済運営が

注(29) Bauer, P. T., *Ibid.*, chapter VII.

(30) ミュルダールによれば、一般に南アジアでは公布された政策がそのまま実施されず、また行政当局は国民に強制的に義務を課しながらない傾向にある。ミュルダールは、こうした諸国を「ソフト・ステート」と呼んでいる。Myrdal, G., *Ibid.* p. 66.

効率的に実施されているようには思われない。<sup>(31)</sup>

「計画の効率的な実施を行なうに当っては、経済のさまざまな部門の調整が必要になるが、そのことは、あるほんの一時点ではなく、計画の全期間に及ぶ継続的な過程にわたって必要となる。換言すれば、各部門はそれぞれに課せられた目標を遂行するだけでなく、厳密な時間表に従ってその目標を遂行しなければならないのである。一部門における計画達成の遅れは、それに関連した他部門における計画達成の遅れの原因にもなりうる。したがって、直接的行政統制に係わる遅延は、それ自体費用が嵩むこととは別に、計画遂行の全過程の歩調を乱すことになりかねないのである。計画のさまざまな部分と経済のさまざまな部門との間の「統合」の度合が高ければ高いほど、この危険はますます大きくなる。」

このように政府の経済への過度な行政介入は、経済政策の効率的な運用とは相反する現象といえよう。なお、ちなみにインドでは1960年代後半には政府の規制を緩和する方向で若干経済政策上の変化がみられた。66年には長年の懸案となっていたルピーの切下げが実

施されるとともに、輸入がやや自由化された。また、産業(開発・規制)法ならびに重要物資法の一部が改正され、外資政策、価格統制が若干緩和された。さらには、印パ戦争の勃発、2年続きの早害による農産物の減産、与党会議派の内部分裂などにより、66年から実施される予定であった第4次5カ年計画が69年までにその実施が延期されるとともに、第4次計画の内容自体、投資総額に占める政府部門の比率が低下し、全体として誘導計画としての色彩を強めるにいたった。<sup>(32)</sup> もっとも、69年には預金額5億ルピー以上の市中銀行14行が国有化され、再び政府による規制が強化される傾向にある。<sup>(33)</sup> いずれにせよ、インドにおける政府の経済に対する広範な介入は、「社会主義型」社会の達成という政治的要請に応えた現象であるだけに、それ自体、経済開発政策の手段であると同時に目的としての性格をも有しているものといえよう。しかしながら、この「社会主義型」社会という理念自体、その意味するところが必ずしも明確でなく、また現実妥協的な性格をもち合わせているがゆえに、究極的にはそれがインドにおける経済政策の効率的な運用を妨げる阻害要因を形成しているといっても過言ではないであろう。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

注(31) Myint, H., *Ibid.*, p. 300, 邦訳, 320 ページ。

(32) 最近、インドの行政改革委員会は、計画委員会の活動範囲は計画の立案ならびに評価にのみ限定されるべきであり、計画委員会は実施上の権限をもつべきではないとして、開発計画における機能の分権化を主張している。Economic Bulletin for Asia and the Far East, vol. XXIII, No. 2, September 1972, p. 49.

(33) この銀行の国有化政策は、それまでは閉鎖視されていた農業ならびに中小企業に対する融資を増加させるという社会正義の観点より実施されたのであるが、大企業に対する融資は従来通りなされたため、全体として銀行の融資額が飛躍的に増大し、それがインフレの進行に拍車を掛けるにいたった。

資料

17世紀前半ヨークシャにおける混合農業

—ヘンリー・ベストの農業経営文書の分析—

酒田利夫

はじめに

- I. エムズエル・マナの変遷
  - II. ベスト家の系譜
  - III. エムズエル・マナの構成
    - i. 土地構成 ii. 人的構成
  - IV. ヘンリー・ベストの所領経営
    - i. 土地の賃貸 ii. 混合農業経営の主要作業
    - iii. 農産物の販売
- 結びにかえて

はじめに

サーズクは、1500～1640年のイングランドにおける農業経営を、混合農業経営型 Mixed farming type と牧畜農業経営型 Pasture farming type の基本的に2類型化し、両者の対照的な特徴として、前者の開放耕地

における共同農業・聚村形態且つ高度に組織化されたマナ共同体・農業専業社会、後者の囲込地における個別農業・散村乃至単独居住形態・副業としての家内工業の広汎な存在を指摘している。<sup>(1)</sup> また、イヴェリットは、1500～1640年における労働者人口 labouring population の増加とその内部分解が、両類型の地域により対照的であることを指摘している。すなわち、混合農業地域においては、エンクロウジャと結びついて労働者人口の内部分解が逸早く進行し、そこでの没落者は牧畜農業地域にスクウォッターとして流入し、主として浮動的な季節労働者となったのに対して、牧畜農業地域においては、上述の如き混合農業地域における没落者を共同地という周辺にスクウォッターとして受け入れながら、土着の小農民労働者 peasant labourer は、<sup>(2)</sup> エンクロウチメント(=小農エンクロウジャ)及び毛織物工業・金属加工業などの副業により、その存在を維持

\*Robinson, C. B. (ed.), Rural Economy in Yorkshire in 1641, being the Farming and Account Books, of Elmswell, in the East Riding of the County of York. (Surtees Society Publications Vol. 33.), 1857. (以下、Robinson, Rural Economy., と略記する。)ここで予め本書の構成について簡単に述べておく。本書は、①編者ロビンソンによる3頁の序文、②Henry Best による1641-1642年の自己の農業経営の状況・農業経営に関する注意・当該地域における一般的な農業慣行並びに生活慣行に関する記述(pp. 1-148)、③1616-1644年の会計帳簿 Account Book の付録 A (pp. 149-164)、及び、財産目録 Inventory 2通並びに遺言状 Will 3通を含む付録 B (pp. 165-176)、④編者による用語解 glossary から成る。ところで、付録Aの会計帳簿は極めて断片的且つ不完全であり、これは補助的利用に止め、分析は、主として②の Best の記述及び付録Bについてなされる。編者による詳細な史料解説の欠如と②の記述における用語の珍奇さ(編者ロビンソンは、「本書の主たる価値は珍奇なる用語に満ちた文章にある。」(p. vii)と記している)は、分析を困難ならしめるが、その際、編者による④の用語解並びに脚注は有用である。

注(1) Thirsk, J., "The Farming Regions of England", (in The Agrarian History of England and Wales, Vol. IV., 1500-1640, ed. by Thirsk, J., 1967.) 米川伸一「イギリス地方史研究の流れと現状」(「史学雑誌」80編7号, 1971.), 77頁; 同著「イギリス地域史研究序説」1972, 42-43頁参照。尚、米川教授も指摘されているように、サーズクが聚村=マナ共同体、散村=マナ共同体の欠如としていない点は、両類型の相互の流動性との関連で注意を要する。米川, 前掲論文, 77頁及び82頁注。同, 前掲書, 42頁及び51頁注。cf. Thirsk, J., "The Common Fields", (Past and Present, No. 29., 1964.)

(2) 彼は、小農民労働者を、「自己の保有地に一部生活の基盤を有し、財産目録を残す程度に富裕なる者」と定義している。Everitt, A., "Farm Labourers", (in The Agrarian History of England and Wales, Vol. IV.) pp. 412-413.

(3) 彼は、エンクロウジャを、「通常富裕な借地農乃至地主により、貧しい共同体構成員 commoners の同意を得ずし